

受章
長年にわたり学校教育に尽力
関田弘さんが瑞宝双光章を受章



元中野東小学校長
関田 弘さん
(店高原・28区)

関田弘さん(店高原・28区)が瑞宝双光章を受章しました。
関田さんは、昭和32年度に長柄小学校で教職に就き、その後は町内外の小学校で勤務に励みましました。昭和63年度

には当時新設の中野東小学校に教頭として赴任、その後は高島小学校の教頭を経て、平成6年度からの2年間は中野東小学校長として、児童の教育に尽力されました。
関田さんは「受章は大変身に余る光栄であり、妻を始め家族共どもいたく感激しています。長く教壇に立てたこと、たくさんの教え子たちと出会えたことはとても幸せでした。周りで支えてくれた多くの人たちに心から感謝を申し上げます」と話していました。

式典
米寿と金婚を迎える皆さんを祝福
米寿・金婚記念式典

町では、米寿と金婚を迎える皆さんを対象に記念式典を開催します。

- ▼期日 9月17日㊿
- ▼会場 中央公民館「邑の森ホール」
- ▼対象(8月1日現在で町に住所があり、次のいずれかに該当する)
 - 米寿 昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までに生まれた人
 - 金婚 昭和48年1月1日から12月31日までに、婚姻届を役場などに提出した夫婦



- ▼申込方法 米寿 申し込み不要(役場福祉介護課から招待状を送付)
- 金婚 申込用紙に必要事項を記入して申し込む
- ※申込用紙は広報おうら7月号と併せて配布する他、役場福祉介護課にもあります。
- ※町外に本籍がある人は戸籍謄本(写し)を提出してください。
- ▼申込・問合せ 役場福祉介護課 47-15022

支援
町で新たに事業を始める人をサポート
邑楽町創業支援補助金

- ▼対象(次の全てに該当する人)
 - ①補助金の交付申請年度内に創業を予定している、または申請時点で創業の日から30日を経過していない
 - ②3年以上継続して営業する見込みがある
 - ③ぐんま創業スクールを受講し、特定創業支援等事業により町の証明書の発行を受けた、または受ける予定
- ※ぐんま創業スクールの詳細は本紙10ページを参照。
- ▼対象経費 広告宣伝費、印刷製本費、

- 店舗等改修費、設備及び備品購入費(汎用性が高いものは除く)など
- ▼補助金額 補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額、または100万円のいずれか少ない方の額
- ▼申請方法 事業開始前に役場商工振興課窓口へ申請し、事業完了日から30日を経過する日、または当該年度の3月末のいずれか早い日までに実績報告書を出す
- ▼申請・問合せ 役場商工振興課 47-15026

邑楽町地方創生包括連携プラットフォームニュース

町と包括連携協定を締結している企業・団体が参加した事業の情報をお知らせします

ORCP NEWS vol.12

(株)邑楽ユニテッドFC
サンキューチャレンジプロジェクト

5月27日、スポーツレクリエーション広場周辺でサンキューチャレンジプロジェクトが開催されました。広場では邑楽ユニテッドFCのメンバーとパンサーの尾形貴弘さんが指導するサッカークリニック、町民体育館では元ラグビー日本代表の谷田部洸太郎さんを交えたトークショーなどが行われました。参加した星野蓮さん(十三塚塚・6区)は「尾形さんが出演している番組は欠かさず見るほど好きで、今日は会いに来ました。『失敗したっていいんだ、何度でもチャレンジしよう』という尾形さんの言葉に、またサッカーを始めようかなと思いました」と話していました。



窓口
マイナンバーカード・マイナポイント
土曜日の臨時窓口を開設

マイナンバーカードの交付・申請とマイナポイントの手続きの臨時窓口を開設します。臨時窓口は予約をした人のみが対象です。事前に予約をして申請者本人が来庁してください。申請者が中学生以下の場合や、成年被後見人の場合は法定代理人の同行が必要です。

- ▼時間 ①午前9時～11時、②午後1時～4時
- ▼場所 役場住民保険課窓口
- ▼予約・問合せ 役場住民保険課 47-15015
- 申請方法や必要書類の詳細は町ホームページで



広聴
パブリックコメント(意見募集)を行います
邑楽町公共下水道事業の設置等に関する条例

- 町では、下水道事業の長期的な安定経営を目指し、令和6年4月1日より会計方式を公営企業会計へ移行します。
- ▼件名 邑楽町公共下水道事業の設置等に関する条例
- ▼閲覧期間 7月18日㊿～8月16日㊿
- ▼閲覧場所 役場都市計画課、町ホームページ、町立図書館、中央公民館、長柄公民館、高島公民館
- ▼時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ※社会教育施設は各開館時間のみ。
- ▼意見の受付
- ▼対象者(次のいずれかに該当する個人または団体) ①町内在住・在勤②町

- 内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある
- ▼提出方法 所定の用紙に記入し、次のいずれかの方法で提出
- ①郵送 〒370-0069-2(住所記入不要)邑楽町役場都市計画課宛 ②☎89-0136 ③✉urban@swan.town.ora.gunma.jp ④直接持参
- ▼受付期限 8月16日㊿
- ▼その他 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと役場都市計画課で公表します(提出された意見に対する個別の回答は行いません)
- ▼問合せ 役場都市計画課 47-15037

支援
県と連携して中小企業を応援します
邑楽町ぐんま技術革新チャレンジ補助金

- ▼対象者 町内に事業所のある中小企業
- ▼補助内容 地域に根差した新技術・新製品の開発
- ▼対象経費 新技術・新製品開発にかかる原材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、クラウドサービス利用費、クラウドファンディング導入経費、市場調査費、システム開発費(人件費)など
- ※人件費(システム開発費以外)、旅費、

- 会議費、消耗品代などは対象外。
- ▼補助限度額 80万円
- ※補助率は2分の1(小規模事業者は5分の4)
- ▼申請方法 役場商工振興課に申請する
- ▼申請期限 7月31日㊿
- ▼問合せ 県地域企業支援課 027-226-3352、役場商工振興課 47-15026

募集
明日のまちづくりにあなただの力を
令和6年度採用の役場職員募集

- ▼募集職種 一般事務、保健師、社会福祉士
- ▼人数 若干名
- ▼受験資格(全てに該当する人)
 - ①昭和58年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業程度以上の学力を有する
 - ②高等学校、短期大学、および大学を卒業した、または令和6年3月31日までに卒業見込み
 - ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない
- ※保健師および社会福祉士については資格を有している、または令和6年3月31日までに取得見込みの人。

- ▼第一次試験
 - ▼試験日 9月17日㊿
 - ▼試験内容 教養試験、適性検査
 - ▼第二次試験(一次試験合格者のみ)
 - ▼第二次試験日 10月下旬予定
 - ▼試験内容 面接、作文
 - ▼共通事項
 - ▼試験会場 町役場
 - ▼受付期間 7月18日㊿～8月10日㊿(午前8時30分～午後5時15分)
 - ※土・日曜日を除く。
 - ▼申込・問合せ 役場総務課 47-15001

